4　首席原子力専門検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力規制検査等（原子炉等規制法第六十七条の二第二項に規定する検査及び確認をいう。以下同じ。）に関する専門的事項についての企画及び立案並びに実施に関するものを助ける。	4　首席原子力専門検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち施設検査（原子炉等規制法第六十七条の二第二項に規定する検査及び審査をいう。）に関する企画及び立案並びに実施に関するものを助ける。
5　統括監視指導官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力規制検査等に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。	5　統括監視指導官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力事業者等（原子炉等規制法第五十七条の八に規定する原子力事業者等をいう。）の保安活動に係る検査等に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。
［6～9　略］	［6～9　同上］

10　統括原子力運転検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力規制検査等に関するものを助ける。	10　統括原子力運転検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち保安検査（原子炉等規制法第六十七条の二第三項に規定する検査をいう。）に関するものを助ける。
附　則	**附　則**
（施行期日）	（施行期日）
1　［略］	1　［同上］
（監視情報課上席放射線防災専門官の設置期間の特例）	（監視情報課上席放射線防災専門官の設置期間の特例）
2　第十八条第一項の上席放射線防災専門官のうち一人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。	2　第十八条第一項の上席放射線防災専門官のうち一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。
［3・4　略］	［3・4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。